

秋田市公報

あきだ

第1115号

平成30年1月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

条 例

- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第40号） 2
- 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（第41号） 2
- 秋田市障がい者差別解消支援地域協議会条例（第42号） 4
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第43号） 5
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第44号） 5
- 秋田市平和公園条例の一部を改正する条例（第45号） 6
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第46号） 6
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（第47号） 6
- 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第48号） 7
- 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（第49号） 7
- 秋田市公民館設置条例を廃止する条例（第50号） 7
- 秋田市北部農業者総合研修センター設置条例を廃止する条例（第51号） 7
- 秋田市下新城交流センター条例（第52号） 7
- 秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例の一部を改正する条例（第53号） 8
- 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第54号） 8
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第55号） 9
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第56号） 9
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第57号） 9

規 则

- 秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第37号） 9
- 秋田市下新城交流センター条例施行規則（第38号） 10
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第39号） 10

○秋田市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則（第40号） 11

○秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則（第41号） 11

○秋田市北部農業者総合研修センター管理規則を廃止する規則（第42号） 11

○秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第43号） 12

○秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第44号） 12

○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第45号） 12

○初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第46号） 13

訓 令

○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第7号） 13

選 管 訓 令

○秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令（第1号） 13

○秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第2号） 13

告 示

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第308号） 14

○指定代理納付者の指定について（第309号） 14

○収納代理金融機関の指定の取消しについて（第310号） 14

○指定居宅介護支援事業者の指定について（第311号） 14

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第312号） 14

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および休止について（第313号） 14

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第314号） 15

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第315号） 15

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第316号） 15

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第317号） 16

○平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第318号） 16

○身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第319号） 16

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第320号） 16

○平成29年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について

（第321号）	16
○平成29年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第322号）	16
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第323号）	25
○秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者の指定について（第324号）	25
○市道路線の認定について（第325号）	25
○道路の区域決定および供用開始について（第326号）	25
○道路の区域決定および供用開始について（第327号）	26
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第328号）	26
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第329号）	26

教委告示

○教育委員会定例会の招集について（第16号）	26
------------------------	----

選管告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第68号）	26
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（第69号）	27
○秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程（第70号）	27

農委告示

○農業委員会総会の招集について（第13号）	27
-----------------------	----

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について（第23号）	27
○収納取扱金融機関の指定の取消しについて（第24号）	27

公 告

○一般競争入札の実施について	27
○許可した開発行為に関する工事の完了について	28
○放置自転車等の撤去および保管について	28
○地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について	29
○農用地利用集積計画の縦覧について	29
○秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務の公募型プロポーザルの実施について	29
○差押財産の公売について	30

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例

(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。
別表第2生活環境保全審議会委員の項の次に次のように加える。

障がい者差別解消調整委員会委員	日額 7,000円
障がい者差別解消支援地域協議会委員	日額 7,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等（第8条・第9条）

第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制（第10条—第13条）

第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会（第14条—第17条）

第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

第1節 理解の促進（第18条・第19条）

第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通（第20条—第23条）

第3節 障がいのある人の自立および社会参加（第24条・第25条）

第4章 雜則（第26条）

附則

本市では、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるよう、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けたりすることがあります。

このような状況を踏まえ、障がいのある人が受けれる制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題と捉え、市、事業者および市民が協力してこの問題に取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加することができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会（以下「共生する社会」という。）の実現に向けて、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基

本となる施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいのある人に対し不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない範囲内において、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢および障がいの状態に応じて行う必要かつ適切な変更および調整をいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供をいう。

(基本理念)

第3条 共生する社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 障がいがある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- (2) 不当な差別的取扱いによって、障がいのある人の権利利益が侵害されないこと。
- (3) 障がいのある人が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、合理的配慮の提供がなされること。
- (4) 障がいのある人への支援は、障がいのある人の選択を尊重するとともに、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めることにより行うこと。
- (5) 誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるよう、言語(手話を含む。以下同じ。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策の推進は、市、事業者、市民および関係機関が相互に連携して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けて必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策の推進に協力するとともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進

に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市、事業者および市民は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。(合理的配慮の不提供の禁止等)

第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

(相談)

第10条 障がいのある人、当該障がいのある人の家族その他の関係者(以下「障がいのある人等」という。)又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができるものとする。

2 市は、障がいのある人等又は事業者から前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 障がいのある人等および当該相談に係る事案(以下「相談事案」という。)の関係者への事実の確認
- (2) 障がいのある人等および相談事案の関係者への相談事案の解決に必要な支援
- (3) 関係行政機関との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応
(助言又はあっせんの申立て)

第11条 前条第1項に規定する相談をした障がいのある人等又は事業者は、同条第2項の規定による対応が行われてもなお相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、当該障がいのある人の家族その他の関係者が助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反する事が明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあった場合は、調整委員会(第14条に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る相談事案の関係者に対し、調整委員会への出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、調整委員会からの答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適当であると認めたときは、当該申立てに係る相談

事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会

(設置)

第14条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、秋田市障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

(組織)

第15条 調整委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障がいのある人、当該障がいのある人の家族および当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
- (2) 事業者
- (3) 福祉、医療、雇用および教育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
(委員の任期等)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第17条 この節に定めるもののほか、調整委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

第1節 理解の促進

(啓発活動の推進)

第18条 市は、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の確保等)

第19条 市は、障がいがある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めるものとする。

第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通 (情報の取得および意思疎通における支援)

第20条 市は、障がいのある人が容易に情報の取得および意思疎通をすることができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

(障がいのある人に配慮した情報の提供)

第21条 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるように、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めるものとする。

(意思疎通の手段の普及)

第22条 市は、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の普及に努めるものとする。

(意思疎通の支援者の養成等)

第23条 市は、手話通訳その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支

援に努めるものとする。

第3節 障がいのある人の自立および社会参加 (移動の手段への支援)

第24条 市は、障がいのある人の自立および社会参加の促進のため、障がいのある人が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めるものとする。

(就労および雇用への支援等)

第25条 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、障がいのある人の就労が促進されるよう、障がいのある人が必要とする就労に係る相談を受け、および支援を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、事業者が障がいのある人の障がいの特性を理解し、障がいのある人の雇用の機会を広げるために必要な支援を行うものとする。

第4章 雜則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市障がい者差別解消支援地域協議会条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市障がい者差別解消支援地域協議会条例

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、秋田市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務
(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市、国および他の地方公共団体の機関に属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

- 第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（会議の招集）
- 2 この条例の施行後最初に開催される会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等により本市の産業集積の形成および活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項の規定に基づき主務大臣が同意した同条第1項の基本計画に定められている同条第2項第2号の集積区域として設定する区域（以下「同意集積区域」という。）内において製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所以係る事業（以下「適用事業」を「第24条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）に、「事業者に対する」を「法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による」に改める。

第2条第1項中「同意集積区域に係る法第5条第5項」を「法第4条第6項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、「当該同意の日の同意が平成30年3月31日までに行われたものに限る。」を削り、「適用事業（法第14条第3項の規定により秋田県知事の承認を受けた企業立地計画に係るものに限る。以下同じ。）のための施設のうち次に掲げる要件に該当するものを設置した事業者」を「承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した承

認地域経済牽引事業者」に、「当該施設」を「当該対象施設」に、「適用家屋等」を「適用対象施設」に、「課税免除をことができる」を「課税を免除する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「適用家屋等」を「適用対象施設」に改める。

第4条第1項中「適用事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「適用家屋等」を「適用対象施設」に、「当該適用事業のための施設のうち第2条第1項各号に掲げる要件に該当するもの」を「当該承認地域経済牽引事業」に改め、同条第2項中「適用事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

第5条第1号中「適用事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する旧同意基本計画に定められている改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第2項第2号の集積区域として設定する区域内において製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所以係る事業（改正法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に係るものに限る。）のための施設を設置した事業者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市上新城地区コミュニティセンター	秋田市上新城五十丁字小林88番地5
秋田市飯島南地区コミュニティセンター	秋田市飯島字南場掛318番地2

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（秋田市飯島南地区コミュニティセンターに係る部分に限る。）は同年6月25日から、次項の規定は同年3月1日から、附則第3項の規定は同年6月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市上新城地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行なうことができる。
- 3 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市飯島南地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、

この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市平和公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市平和公園条例の一部を改正する条例

秋田市平和公園条例（昭和41年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(墓地および合葬墓)」に改め、同条第1項中「墓地」の次に「および合葬墓」を加え、同条に次の1項を加える。

3 合葬墓は、多数の焼骨を共同で直接埋蔵する施設とする。

第3条に次の2項を加える。

2 合葬墓を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、死亡時において本市に本籍又は住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者および本市が設置した墓地から改葬しようとする者は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、自己の死亡後にその焼骨を埋蔵するために合葬墓を使用しようとする者は、合葬墓の使用の許可を受けようとするときに、本市に本籍又は住所を有する者であって満65歳以上であるものでなければならない。

第4条中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加える。

第5条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「墓地」の次に「および合葬墓」を加え、「制限又は条件をつけもしくは」を「その使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（合葬墓の使用の中止等）

第7条の2 合葬墓の使用者は、合葬墓に焼骨を埋蔵する前に使用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第8条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「使用した」を「使用し、又は合葬墓を使用しようとした」に改め、同項第2号中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加え、同項第3号中「使用者」を「墓地の使用者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「前項第3号以外」を「墓地の使用者は、前項（第3号を除く。）に、「使用者であった者は、すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 墓地の使用者が、前項に規定する措置を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用を当該使用者から徴収する。

第9条第1項中「墓地の」を削り、同条第2項中「使用料」を「墓地の使用料」に改め、同条第3項ただし書中「、その」を「その」に改め、「一部を」の次に「、第7条の2第1項の規定により合葬墓の使用の中止の届出があったときはその全部を」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 合葬墓の使用料は、1体につき17,000円とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項を次のように改める。

秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	牛島地区、卸町地区、大住地区、仁井田地区、御野場地区、御所野地区、山手台地区、上北手地区および四ツ小屋地区
別館	秋田市牛島東六丁目4番5号	

第4条の表秋田市南部市民サービスセンターの項を次のように改める。

秋田市南部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 地域文化ホール (3) 和室 (4) 洋室 (5) 音楽室 (6) 調理室 (7) 陶芸工作室 (8) 子育て交流ひろば
-----------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月24日から施行する。ただし、次項の規定は、同月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例に規定する秋田市南部市民サービスセンターの別館に係る施設の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」

を「第9条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条に規定する工場立地法(昭和34年法律第24号)の特例を適用する場合におけるこの条例による改正前の秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年秋田市条例第26号)の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田市屋外広告物条例(平成8年秋田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「発電用風力設備」の次に「の柱部分」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であって、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第8号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例(昭和58年秋田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

秋田市立東小学校、上北手 小学校共同調理場	秋田市東通二丁目11番1号
--------------------------	---------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公民館設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市公民館設置条例を廃止する条例

秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(秋田市公民館使用条例の廃止)

- 2 秋田市公民館使用条例(昭和31年秋田市条例第43号)は、廃止する。

秋田市北部農業者総合研修センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市北部農業者総合研修センター設置条例を廃止する条例

秋田市北部農業者総合研修センター設置条例(昭和55年秋田市条例第36号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市下新城交流センター条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市下新城交流センター条例

(設置)

第1条 地域の住民の交流の促進を図るため、秋田市下新城交流センター(以下「センター」という。)を秋田市下新城中野字前谷地263番地に設置する。

(使用の許可)

第2条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 営利行為を行い、又は営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適

当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第4条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は第3条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、センターの施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に秋田市公民館設置条例を廃止する条例（平成29年秋田市条例第50号）附則第2項の規定による廃止前の秋田市公民館使用条例（昭和31年秋田市条例第43号）の規定によりなされた許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例の一部を改正する条例

秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例（昭和63年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(分館)

第3条 高齢者学習センターに必要があるときは、分館を置くことができる。

2 分館の名称および位置ならびに分館に必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表第3号中「290円」を「380円」に改め、

「感染症」の次に「、家畜伝染病」を、「狂犬病」の次に「(犬に係るものに限る。)」を加える。

第27条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

附則第20項中「100分の0.8」を「、6月に支給する場合においては100分の0.8、12月に支給する場合においては100分の0.85」に、「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の85」に改める。

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第20項中「、6月に支給する場合においては100分の0.8、12月に支給する場合においては100分の0.85」を「100分の0.825」に、「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の82.5」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「あり、および」を「あるのは「100分の152.5」と、」に、「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「あるのは「100分の152.5」と、」を「あり、および」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第27条第2項および附則第20項の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第1号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の152.5」を「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の152.5」を「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の152.5」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市外旭川地域センターの項および秋田市上新城地域センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 (秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)
- 2 秋田市コミュニティセンター条例施行規則（昭和54年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。
 附則第2条中第1号を削り、第2号を第1号とする。

秋田市下新城交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市下新城交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市下新城交流センター条例（平成29年秋田市条例第52号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市下新城交流センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の1ヶ月前から3日前までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年秋田市規則第51号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

第1条中「秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」を「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

第2条第2号中「適用事業のための施設のうち同項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「適用施設」という。）の用に供するものが家屋又は構築物に所在する場合にあっては当該」を「適用対象施設（以下「適用対象施設」という。）が所在する」に、「適用施設を」を「適用対象施設を」に、「同項に規定する土地にあっては当該適用施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である当該」を「適用対象施設である」に改め、同条第4号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「企業立地計画の」を「地域経済牽引事業計画の」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「企業立地計画に」を「地域経済牽引事業計画に」に改める。

様式第1号中「秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」を「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」に、「適用施設」を「適用対象施設」に改める。

様式第2号および様式第3号中「秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」を「秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例第6条の規定に基づくこの規則による改正前の秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。この場合における旧規則様式第1号から様式第3号までの適用については、これらの様式中「秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」とあるのは「秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第43号）による改正前の秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」とある。

活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例」とする。

秋田市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

秋田市スポーツ推進委員に関する規則（平成28年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、公民館」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条を第21条とする。

第17条に次の1項を加える。

2 合葬墓の使用者（自己の死亡後にその焼骨を埋蔵しようとする者に限る。）は、当該使用者の焼骨を埋蔵することに同意した者について変更があったときは、市長に届け出なければならない。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とする。

第15条に次の1項を加える。

2 合葬墓使用許可証の再交付を受けようとする者は、合葬墓使用許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条中「第9条第3項ただし書」を「第9条第4項ただし書」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 使用者が合葬墓の使用の中止を届け出た場合 既納額の全額

第13条を第16条とする。

第12条中「第9条第3項ただし書」を「第9条第4項ただし書」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 合葬墓の使用者（使用者の死亡後に当該使用者の焼骨を埋蔵することに同意した者を含む。）は、埋蔵を行うときは、合葬墓使用許可証を市長に提出しなければならない。

第10条を第13条とし、第9条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（合葬墓の使用の中止の届出）

第12条 条例第7条の2第1項の規定により合葬墓の使用を中止しようとするときは、合葬墓使用中止届に合葬墓使用許可証を添えて市長に提出しなければならない。

第8条を第10条とし、第4条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（合葬墓の使用の決定）

第5条 市長は、第3条第2項の規定による申請の順序により、合葬墓の使用をさせる者を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんにより決定するものとする。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第4条第1項の規定により合葬墓の使用許可を受けようとする者は、合葬墓使用許可申請書に本籍又は住所を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該使用許可を受けようとする者が次の各号に掲げる者である場合にあっては、本籍又は住所を証明する書類に代えて、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 死亡時において本市に本籍又は住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者 当該死亡時において本市に本籍又は住所を有していた者の死亡における本籍又は住所を証明する書類

(2) 本市が設置した墓地から改葬しようとする者 当該改葬しようとする墓地の墓地使用許可証

(3) 自己の死亡後にその焼骨を埋蔵するために合葬墓を使用しようとする者 次に掲げる書類

ア 本籍又は住所を証明する書類

イ 満65歳以上であることを証明する書類

ウ 当該者の死亡時に当該者の焼骨を埋蔵する者の同意書および住所を証明する書類

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（合葬墓に焼骨を埋蔵することができる日時）

第2条 合葬墓に焼骨を埋蔵することができる日および時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に焼骨を埋蔵することができる日および時刻を変更することができる。

焼骨を埋蔵することができる日	焼骨を埋蔵することができる時刻
12月29日から翌年の1月3日までを除いた日	午前10時、午前11時、午後1時および午後2時

本則に次の1条を加える。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市北部農業者総合研修センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市北部農業者総合研修センター管理規則を廃止する規則

秋田市北部農業者総合研修センター管理規則（昭和55年秋田市規則第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の秋田市北部農業者総合研修センター管理規則第5条の規定により行われている利用の許可については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改める。

第2条第3号の2中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「企業立地促進法に基づく基本計画」を「地域未来投資促進法に基づく基本計画」に、「集積を」を「促進を」に改める。

第3条第1項第1号中「平成30年3月末日」を「平成32年3月末日」に改め、同項第3号中「平成30年3月末日」を「平成32年3月末日」に、「企業立地促進法に基づく基本計画」を「地域未来投資促進法に基づく基本計画」に、「集積」を「促進」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「平成30年3月末日」を「平成32年3月末日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「平成30年3月末日」を「平成32年3月末日」に改める部分に限る。）および附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第3号の2および第3条第1項第3号の規定中基本計画に関する部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画について適用し、改正法附則第2条に規定する旧同意基本計画については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第3条第1項の規定（同項第3号中基本計画に関する部分を除く。）は、平成30年4月1日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成9年秋田市規則第62号）の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 既設の広告物又は掲出物件を使用する場合にあっては、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真

第4条第3号を次のように改める。

(3) 当該広告物又は当該掲出物件についての条例第11条の2の規定による点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真

第4条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面等第5条前段中「図書」の次に「および前条第3号に掲げる書面等」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（条例第11条の2ただし書の規則で定めるもの）

第12条の2 条例第11条の2ただし書の規則で定めるものは、市長が認める広告物等の点検に関する講習を修了した者とする。

第13条中「とする」を「とし、除却後の状況を撮影したカラー写真を添付するものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可について適用し、同日前の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改める。

別表第2第3号を次のように改める。

3	防 疫 等 業務手当	結核に関する診療、その補助および受付の業務従事者又は在宅結核患者の家庭を訪問して行う療養および看護の指導業務従事者 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項の感染症のうち別に定めるものに限る。以下同じ。）の患者およびその疑いのある患者の救護作業従事者又は感染症の病原体に汚染されたものおよび汚染された疑いのあるものの処理作業従事者	日額 290円
		家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の家畜伝染病のうち別に定めるものに限る。）のまん延を防止	日額 380円

	するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却又は畜舎等の消毒の作業従事者	
	狂犬病の予防注射又は狂犬病にかかった犬、その疑いのある犬およびこれらの犬にかまれた犬の捕獲、殺処分および死体の検査の業務従事者	日額 290円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成29年1月1日」を「平成30年1月1日」に改め、同項中「平成29年1月1日」を「平成30年1

月1日」に、「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成29年1月1日」を「平成30年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第7号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月14日

秋田市長 穂 積 志

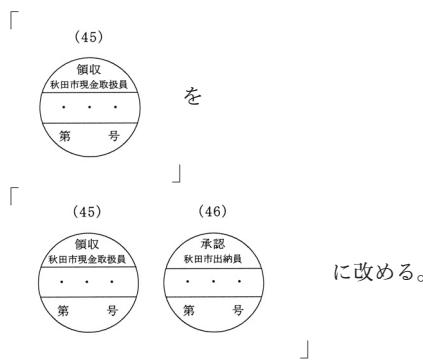
秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表に次のように加える。

(46)	出納員 承認印	かい書	直径18ミリメー トル	ゴム印	地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に 規定する指定代理納付者による納付の承認に関する文書	新屋ガラス工 房の出納員	1
------	------------	-----	----------------	-----	--	-----------------	---

別表の公印のひな形中



附 則
この訓令は、平成30年1月17日から施行する。

選 管 訓 令

秋市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

平成29年12月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓
令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程（昭和32年秋田市選管訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第23条（他の法令においてこれを準用する場合を含む。）の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧場所を指定」を「第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を通常の登録日後に変更」に改め、同条第6号中「第27条第1項」を「第27条第1項および第2項」に改め、同条第7号中「第27条第2項」を「第27条第3項」に改め、同条第9号中「第11条」を「第13条」に改め、「住民基本台帳に登録されている」を削り、同条第10号を次のように改める。

⑩ 削除

第2条第12号中「第89条第6項」を「第89条第7項」に改め、同条第13号中「第89条第7項」を「第89条第8項」に改め、同条第14号中「第89条第8項」を「第89条第9項」に改め、同条第35号を次のように改める。

⑪ 削除

第2条第36号中「第127条の3」を「第127条の2第4項」に、「市長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動費用額」を「繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋市選管訓令第2号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

平成29年12月7日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
秋田市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和32年秋田市選管訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第12号中「および縦覧」を削る。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第308号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成29年12月4日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
齋藤芳太郎	秋田赤十字病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

秋田市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

平成29年12月4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定代理納付者の名称および所在地

- (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田市大町二丁目4番44号秋田第一ビルディング4階
(2) 株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号三井生命秋田ビル3階

2 指定代理納付者に納付させる歳入

きずなでホットしていあきた寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者を指定した年月日

平成29年12月4日

秋田市告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成29年12月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所
ウリ信用組合秋田出張所
秋田市中通一丁目2番3号
2 取消年月日

平成29年12月8日

3 取消理由
店舗廃止による

秋田市告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成29年12月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ホームヘルプ秋田	秋田市手形字十七流5番地3	秋田市手形字十七流5番地3	平成29年12月1日	居宅介護支援

秋田市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年12月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
秋田血管外科クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテ秋田7階	平成29年11月1日
あきた東内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添50番地1	平成29年12月1日
三浦整形外科医院	秋田市中通六丁目1番24号	平成29年11月1日
佐野薬局 赤沼店	秋田市広面字近藤堰添48番地1	平成29年12月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
蓮沼佐藤歯科医院	秋田市広面字蓮沼78番地1	平成29年9月30日
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	平成29年10月1日
三浦整形外科医院	秋田市中通六丁目1番24号	平成29年10月31日

秋田市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年12月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在 地	指 定 年月日
小規模多機能ふれ愛の里	秋田市牛島東五丁目4番22号	平成29年11月1日
佐野薬局 赤沼店	秋田市広面字近藤堰添48番地1	平成29年12月1日
ホームホスピス 秋田居宅介護支援事業所	秋田市手形字十七流5番地3	平成29年12月1日

2 変更

	事業所名称	所在 地	変 更 年月日
旧	秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市檜山登町10番64号	平成29年4月1日
新	川口老人デイサービスセンター		

3 休止

事業所名称	所在 地	休 止 年月日
パリケア秋田居宅介護支援事業所	秋田市泉中央二丁目11番10号	平成29年11月30日

秋田市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年12月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機 関 名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年月日
165	なでしこ 薬局	秋田市山王 新町19番30 号	株式会社 ピー・アンド・ エス 代表取締役 大 友 進	平成30年 1月1日

秋田市告示第315号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告

示する。

平成29年12月13日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
工 藤 紘里奈	秋田大学医学部附属病院	脳神経外科	音声、言語機能障害 肢体不自由
佐 藤 雄 亮	秋田大学医学部附属病院	食道外科	音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 呼吸器機能障害
高 橋 晋	秋田赤十字病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害

秋田市告示第316号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成29年12月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成29年11月1日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成29年12月28日から平成30年6月28日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第317号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市広面字広面17番地
名称 有限会社酒の福屋
氏名 代表取締役 福島順一
2 売りさばき所の所在地
秋田市手形字西谷地171番地1
3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田手形店
有限会社酒の福屋

秋田市告示第318号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第319号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成29年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 医師氏名

飯田直成

2 医療機関名および診療科名

秋田赤十字病院 形成外科

3 辞退する障害分野

音声・言語機能障害
そしゃく機能障害

肢体不自由

4 辞退年月日および辞退理由

平成29年10月31日 県外勤務のため

秋田市告示第320号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第321号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第322号

平成29年12月22日の「平成29年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,092,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,393,112	千円 58,419	千円 20,451,531
	1 国庫負担金	17,227,373	51,819	17,279,192
	2 国庫補助金	3,080,614	6,600	3,087,214
16 県支出金		9,181,442	27,674	9,209,116
	1 県負担金	5,273,551	25,910	5,299,461
	2 県補助金	3,290,181	1,764	3,291,945
20 繰 越 金		1,242,506	166,388	1,408,894
	1 繰越金	1,242,506	166,388	1,408,894
22 市 債		11,127,800	100,600	11,228,400
	1 市債	11,127,800	100,600	11,228,400
歳 入 合 計		129,739,275	353,081	130,092,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,234,414	千円 111,011	千円 17,345,425
	1 総務管理費	15,012,700	108,261	15,120,961
	4 選挙費	233,016	2,750	235,766
3 民生費		48,745,300	171,634	48,916,934
	1 社会福祉費	22,398,718	171,634	22,570,352
4 衛生費		8,567,825	36,000	8,603,825
	3 清掃費	3,855,662	36,000	3,891,662
6 農林水産業費		2,807,842	6,800	2,814,642
	1 農業費	2,050,556	2,254	2,052,810
	3 林業費	252,257	4,546	256,803
8 土木費		13,893,154	18,300	13,911,454
	5 都市計画費	3,668,578	3,300	3,671,878

	7 住宅費	1,067,150	15,000	1,082,150
10 教育費		9,985,306	9,336	9,994,642
	7 保健体育費	620,941	9,336	630,277
歳 出 合 計		129,739,275	353,081	130,092,356

第2表 繼続費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県・市連携文化施設整備事業	2,474,676	平成29年度	44,154
				平成30年度	1,236,693
				平成31年度	44,179
				平成32年度	1,149,650
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅(仮称)等整備事業	123,149	平成29年度	3,300
				平成30年度	119,849
10 教育費	7 保健体育費	体育施設整備費 補修等経費	23,340	平成29年度	9,336
				平成30年度	14,004
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設事業	329,968	平成29年度	
				平成30年度	200,000
				平成31年度	129,968

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	463,000

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位:千円)

事 業 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成29年度～平成30年度	6,567
きずなでホットしていあきた寄附金推進事業	平成29年度～平成30年度	82,823
美術館企画展開催事業	平成29年度～平成30年度	11,000

「美術館の街」活性化事業	平成29年度～平成30年度	13,000
後期高齢者健康診査事業委託経費等	平成29年度～平成30年度	6,017
社会福祉関連サービス委託経費等	平成29年度～平成30年度	21,408
障がい者福祉関連サービス委託経費等	平成29年度～平成30年度	106,468
老人福祉関連サービス委託経費等	平成29年度～平成30年度	160,869
健康管理関連事業委託経費等	平成29年度～平成30年度	14,745
第1子保育料無償化等システム改修経費	平成29年度～平成30年度	2,139
在宅子育てサポート事業	平成29年度～平成30年度	16,729
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定文書法制課分)	平成29年度～平成30年度	4,472
同 上 (平成29年度設定防災安全対策課分)	平成29年度～平成30年度	3,900
同 上 (平成29年度設定財産管理活用課分)	平成29年度～平成30年度	25,367
同 上 (平成29年度設定工事検査室分)	平成29年度～平成30年度	7,098
同 上 (平成29年度設定企画調整課分)	平成29年度～平成30年度	7,047
同 上 (平成29年度設定財政課分)	平成29年度～平成30年度	3,811
同 上 (平成29年度設定情報統計課分)	平成29年度～平成30年度	176,683
同 上 (平成29年度設定広報広聴課分)	平成29年度～平成30年度	102,080
同 上 (平成29年度設定市民税課分)	平成29年度～平成30年度	7,782
同 上 (平成29年度設定地籍調査室分)	平成29年度～平成30年度	159
同 上 (平成29年度設定東京事務所分)	平成29年度～平成30年度	14,634
同 上 (平成29年度設定観光振興課分)	平成29年度～平成30年度	242,898
同 上 (平成29年度設定文化振興課分)	平成29年度～平成30年度	2,758
同 上 (平成29年度設定スポーツ振興課分)	平成29年度～平成30年度	151,909
同 上 (平成29年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	平成29年度～平成30年度	100,443
同 上 (平成29年度設定大森山動物園分)	平成29年度～平成30年度	24,619
同 上 (平成29年度設定千秋美術館分)	平成29年度～平成30年度	82,000
同 上 (平成29年度設定赤れんが郷土館分)	平成29年度～平成30年度	7,438
同 上 (平成29年度設定民俗芸能伝承館分)	平成29年度～平成30年度	4,746

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定佐竹史料館分)	平成29年度～平成30年度	14,622
同上 (平成29年度設定文化会館分)	平成29年度～平成30年度	108,451
同上 (平成29年度設定生活総務課分)	平成29年度～平成30年度	60,562
同上 (平成29年度設定市民課分)	平成29年度～平成30年度	21,411
同上 (平成29年度設定西部市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	24,467
同上 (平成29年度設定北部市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	36,393
同上 (平成29年度設定河辺市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	9,284
同上 (平成29年度設定雄和市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	9,842
同上 (平成29年度設定南部市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	48,320
同上 (平成29年度設定東部市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	25,390
同上 (平成29年度設定中央市民サービスセンター分)	平成29年度～平成30年度	46,417
同上 (平成29年度設定福祉総務課分)	平成29年度～平成30年度	96,916
同上 (平成29年度設定食肉衛生検査所分)	平成29年度～平成30年度	2,782
同上 (平成29年度設定保健総務課分)	平成29年度～平成30年度	36,357
同上 (平成29年度設定子ども総務課分)	平成29年度～平成30年度	292
同上 (平成29年度設定子ども育成課分)	平成29年度～平成30年度	9,080
同上 (平成29年度設定子ども健康課分)	平成29年度～平成30年度	2,923
同上 (平成29年度設定環境総務課分)	平成29年度～平成30年度	2,239,299
同上 (平成29年度設定産業企画課分)	平成29年度～平成30年度	221,182
同上 (平成29年度設定建設総務課分)	平成29年度～平成30年度	574,304
同上 (平成29年度設定都市総務課分)	平成29年度～平成30年度	257,444
同上 (平成29年度設定会計課分)	平成29年度～平成30年度	253
同上 (平成29年度設定議会事務局分)	平成29年度～平成30年度	3,672
同上 (平成29年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成29年度～平成30年度	4,383
同上 (平成29年度設定農業委員会事務局分)	平成29年度～平成30年度	2,262
同上 (平成29年度設定教育委員会総務課分)	平成29年度～平成30年度	132,030
同上 (平成29年度設定学事課分)	平成29年度～平成30年度	111,317

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定教育研究所分)	平成29年度～平成30年度	1,100
同上 (平成29年度設定生涯学習室分)	平成29年度～平成30年度	32
同上 (平成29年度設定北部公民館分)	平成29年度～平成30年度	309
同上 (平成29年度設定太平山自然学習センター分)	平成29年度～平成30年度	32,155
同上 (平成29年度設定自然科学学習館分)	平成29年度～平成30年度	22
同上 (平成29年度設定中央図書館明徳館分)	平成29年度～平成30年度	17,714
同上 (平成29年度設定土崎図書館分)	平成29年度～平成30年度	3,768
同上 (平成29年度設定新屋図書館分)	平成29年度～平成30年度	4,389
同上 (平成29年度設定雄和図書館分)	平成29年度～平成30年度	369
同上 (平成29年度設定商業高校分)	平成29年度～平成30年度	3,703
同上 (平成29年度設定御所野学院高校分)	平成29年度～平成30年度	1,587
同上 (平成29年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	平成29年度～平成30年度	109
同上 (平成29年度設定消防本部総務課分)	平成29年度～平成30年度	10,869

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	2,121,000	100,600	2,221,600			
計	11,127,800	100,600	11,228,400			

平成29年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

平成29年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	842,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	100,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	17,764

平成29年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）

平成29年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 59,804	千円 2,659	千円 62,463
	1 使用料	39,567	2,659	42,226
歳 入 合 計		98,698	2,659	101,357

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 58,723	千円 2,659	千円 61,382
	1 総務管理費	54,188	2,659	56,847
歳 出 合 計		98,698	2,659	101,357

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平 成 29 年 度 設 定)	平成29年度～平成30年度	4,885

平成29年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

平成29年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平 成 29 年 度 設 定)	平成29年度～平成30年度	2,414

平成29年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

平成29年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	83,120

平成29年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成29年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	78,084

平成29年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）
平成29年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	10,700

平成29年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成29年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	106,183

平成29年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
平成29年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
12,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
29,060,829千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 6,949,638	千円 3,630	千円 6,953,268

	2 国庫補助金	1,959,001	3,630	1,962,631
7 繰入金		4,082,043	8,395	4,090,438
	1 一般会計繰入金	4,082,042	8,395	4,090,437
歳入合計		29,048,804	12,025	29,060,829

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 370,304	千円 12,025	千円 382,329
	1 総務管理費	370,304	12,025	382,329
歳出合計		29,048,804	12,025	29,060,829

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
介護保険関連サービス委託経費等	平成29年度～平成30年度	430,742
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定福祉総務課分)	平成29年度～平成30年度	40,201

平成29年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

平成29年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	平成29年度～平成30年度	12,806

平成29年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成29年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成29年度から 30年度まで	380,589千円
鉛製給水管取替 業務委託経費	平成29年度から 30年度まで	297,500千円
水道施設切廻等 業務委託経費	平成29年度から 30年度まで	140,000千円

配水管整備事業 平成29年度から
30年度まで 781,000千円平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成29年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成29年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成29年度から 30年度まで	524,137千円

管渠建設事業 平成29年度から
30年度まで 400,000千円

平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
(総則)

第1条 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第2条 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成29年度から 30年度まで	70,977千円

秋田市告示第323号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県秋田市将軍野東三丁目5番38-2号

齊 藤 和 史

ファミリーマート秋田桜一丁目店

秋田市告示第324号

秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市土崎みなと歴史伝承館

2 指定管理者

秋田市土崎港西三丁目10番27号

土崎みなと街づくり協議会

会長 佐 原 孝 夫

3 指定の期間

平成30年3月24日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

1 道路の区域および供用開始の区間

整 理 番 号	路 線 名	起 点		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点			
21004	大巻19号線	広面字大巻50番2地先		51.69	6.00
		広面字大巻50番5地先			
21005	仁井田目長田17号線	仁井田目長田二丁目144番2地先		55.00	6.01 ～ 6.04
		仁井田目長田二丁目144番5地先			
80461	山谷青葉台線	太平山谷字中山谷247番7地先		299.65	6.00 ～ 6.03
		太平山谷字中山谷246番8地先			
90493	美砂町2号線	飯島美砂町324番5地先		210.69	4.00 ～ 4.54
		飯島美砂町16番257地先			

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
21004	大巻19号線	広面字大巻50番2地先	
		広面字大巻50番5地先	
21005	仁井田目長田17号線	仁井田目長田二丁目144番2地先	
		仁井田目長田二丁目144番5地先	
21006	秋田駅東西 歩道橋線	楨山字長沼218番1地先	
		東通仲町454番1地先	
41293	土崎駅東西 歩道橋線	土崎港北一丁目87番8地先	
		土崎港中央六丁目387番1地先	
80461	山谷青葉台 線	太平山谷字中山谷247番7地先	
		太平山谷字中山谷246番8地先	
90492	追分駅東西 歩道橋線	金足追分子海老穴256番4地先	
		金足追分子海老穴257番4地先	
90493	美砂町2号線	飯島美砂町324番5地先	
		飯島美砂町16番257地先	

2 縦覧期間

平成29年12月26日から平成30年1月19日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

2 縦覧期間

平成29年12月26日から平成30年1月19日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項な

らびに第47条の7の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
21006	秋田駅東西歩道橋線	檜山字長沼218番1地先	250.36	4.70 ～ 9.30
		東通仲町454番1地先		
41293	土崎駅東西歩道橋線	土崎港北一丁目87番8地先	132.18	4.85 ～ 6.30
		土崎港中央六丁目387番1地先		
90492	追分駅東西歩道橋線	金足追分字海老穴256番4地先	119.25	4.10
		金足追分字海老穴257番4地先		

2 立体的区域とする区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
21006	秋田駅東西歩道橋線	檜山字長沼218番1地先	82.00	6.70 ～ 8.00
		東通仲町454番1地先		
41293	土崎駅東西歩道橋線	土崎港北一丁目87番8地先	46.80	4.85 ～ 6.30
		土崎港中央六丁目387番1地先		
90492	追分駅東西歩道橋線	金足追分字海老穴256番4地先	50.60	4.10
		金足追分字海老穴257番4地先		

3 縦覧期間

平成29年12月26日から平成30年1月19日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成29年12月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
138	専仁堂薬局	秋田市牛島東一丁目2番7号	佐藤 専次郎	平成29年11月29日

秋田市告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年12月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
213	専仁堂薬局	秋田市牛島東一丁目2番7号	佐藤 晃子	平成30年1月1日

教委告示

秋田市教委告示第16号

平成29年12月21日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成29年12月18日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

選管告示

秋田市選管告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成29年12月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,363人
2 3分の1の数 89,381人

秋市選管告示第69号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成29年12月7日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程
公職選挙事務執行規程（昭和34年秋田市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項および第2項中「秋田市長の選挙における」を削る。

第9条中「秋田市長の選挙において」を削る。

第18条の見出し中「公営」を「使用」に改め、同条中「公営」を「使用」に、「第1項の規定」を「の規定」に改める。

第39条中「および地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「、地方自治法（昭和22年法律第67号）および日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）」に改める。

第2号様式の3、第2号様式の4および第2号様式の5中「秋田市長選挙」を「何何選挙」に改める。

〔第百二十二条第一項〕
第13号様式中 「第百二十二条第一項」 を 「第百二十二条第一項」 に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定、第39条の改正規定および第13号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第70号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年12月7日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成5年秋田市選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

第4号様式（第5条関係・その1）備考の4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第5号様式（第5条関係・その1）備考の4(2)中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第5号様式（第5条関係・その2）備考の4(2)中「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成29年12月15日午後2時秋田市中央市民サービスセンター洋室4に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成29年12月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
2 農用地利用集積計画（平成29年度第9号）に関する件
3 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（1件）

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成29年12月8日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
たまでん	小玉知幸	秋田市外旭川字大谷地35番地2

2 指定年月日

平成29年12月6日

秋田市上下水道局告示第24号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成29年12月11日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 収納取扱金融機関の名称

ウリ信用組合

2 取消し年月日

平成29年12月11日

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成29年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

所在地	地目	面積	最低入札価格
(土地) 秋田市寺内 蛭根三丁目85番4		5,428.76m ²	105,535,000円
(建物) 鉄筋コンクリート造3階建事務所	宅地	2,905.79m ² (延床面積)	119,116,440円 (税込)
スチール製物置あり		合計	224,651,440円

2 入札参加者の資格

- 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
 - (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所等

- (1) 場所
 - 秋田市山王一丁目3番25号
 - 秋田市職員研修棟2階第1研修室
- (2) 入札
 - 平成29年12月28日（木）午前10時
 - （入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに仮契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以

内に売買仮契約書により仮契約を締結しなければならない。

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、仮契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、秋田市議会で可決を得て本契約としての効力を生じた後、14日以内に売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。

10 売払物件の説明日時および集合場所

- (1) 日時
 - 平成29年12月18日（月）午後2時から
- (2) 集合場所
 - 現地（秋田市寺内蛭根三丁目85番4）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成29年9月4日付け秋田市指令第4452号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年12月14日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池田 宇史

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市土崎港北三丁目121番10、121番11、121番12および121番23

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成29年12月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（111台）
 - 追分駅前自転車等駐車場 15台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 12台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 12台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 14台
 - 新屋駅前自転車等駐車場 22台
 - 牛島駅東自転車等駐車場 12台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 6台
 - 秋田駅西地下自転車駐車場 3台

秋田駅東自転車等駐車場 4台
アトリオン広場地下自転車駐車場 5台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場 5台
四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台
(2) 撤去し、保管した年月日 平成29年12月5日および同月6日
(3) 防犯登録番号等 別紙(省略)のとおり
(4) 返還を行う時間および場所 ア 時間 午前9時から午後5時まで イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成29年12月28日から平成30年6月28日まで(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年1月3日を除く。)
2 返還を受けるために必要な事項 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 自転車等の処分 この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
4 問合せ先 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成29年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市河辺神内字船沢境の一部および同神内の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
平成30年1月5日から同月25日までの20日間。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成28年11月測量、簿冊は、平成29年11月6日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成29年度第9号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務についてプロポーザルを実施するので公告する。

平成29年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 プロポーザルに対する事項
 - (1) 業務名
秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務
 - (2) 業務の概要
平成30年10月1日開始予定のコンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに係る証明書コンビニ交付システムの構築を行うもの
 - (3) 調達案件の特質等
秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領および秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務委託仕様書による。
- (4) 履行場所
秋田市役所本庁舎および受託者の事業所
- (5) 履行期限
契約の日から平成31年3月18日まで
- (6) 参加資格
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 参加表明書および企画提案書の提出期限において、秋田市の指名停止の措置を受けていないこと。
 - ウ 秋田市内に本店、支店、営業所又は代理店契約を締結した提携業者があり、障害時等に迅速に対応できること。
 - エ 過去2年間に他の地方公共団体と、本業務の内容と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行した実績を有すること。
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- 2 実施要領等の交付
 - (1) 交付期間
平成29年12月25日(月)から平成30年1月5日(金)までの午前9時から午後4時までとする。郵便による依頼は受け付け

ない。

(2) 交付方法

市民課ホームページからの入手とする (<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/ct/default.htm>)。又は、秋田市市民生活部市民課窓口で交付する (平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く午前9時から午後4時までとする。)。

(3) 交付書類

- ア 秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務委託仕様書
- ウ 参加表明提出様式 一式
- エ 質問書
- オ 企画提案提出様式 一式

3 参加申込みに関する事項

参加希望者は、必要書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

参加表明提出様式 一式

(2) 提出期限

平成30年1月12日(金)午後5時まで

(3) 提出場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

4 企画提案書の提出に関する事項

(1) 提出期間

平成30年1月17日(水)から同月30日(火)までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

3の(3)に同じ。

(3) 提出方法

3の(4)に同じ。

(4) 提出書類が全て揃っていない場合は、無効とする。

5 審査等に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加資格を満たす者の審査を行う。

(2) 企画提案を提出した者から、審査委員会において評価基準に基づき各委員による評価および審査により当該業務委託者の選定を行う。

6 その他

(1) 提出書類等の作成、応募に要する全ての経費は、提出者負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) その他詳細は、秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務公募型プロポーザル実施要領および秋田市各種証明書コンビニ交付システム構築業務委託仕様書による。

7 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部市民課

電話番号 018-866-5628（直通）

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成29年12月26日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成30年1月10日（水）午後1時から同月23日（火）午後11時まで

(2) 入札期間

平成30年1月30日（火）午後1時から同年2月1日（木）午後11時まで

(3) 開札

平成30年2月2日（金）午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成30年2月2日（金）午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成30年2月9日（金）午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。

14 その他

(1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。

(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。

(3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。

(4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。